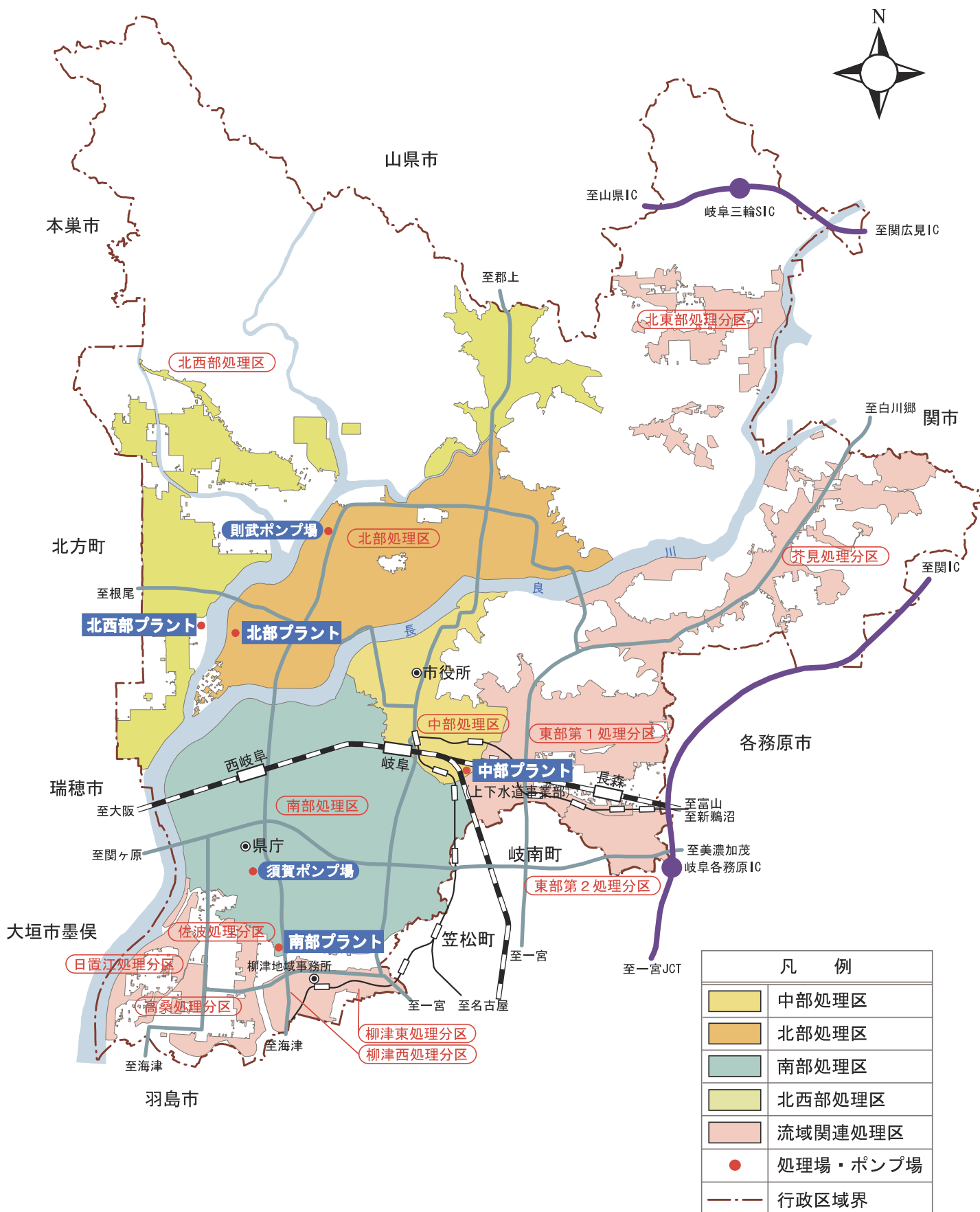


## V 下水道事業

# 1 岐阜市下水道処理区域図



凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow; border:1px solid black;"></span>	中部処理区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:orange; border:1px solid black;"></span>	北部処理区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:green; border:1px solid black;"></span>	南部処理区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen; border:1px solid black;"></span>	北西部処理区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:pink; border:1px solid black;"></span>	流域関連処理区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:red; border-radius:50%; border:1px solid black;"></span>	処理場・ポンプ場
<span style="display:inline-block; width:15px; border-top:1px dashed black;"></span>	行政区境界

処理区域：供用開始済み区域

## 2 下水道

### (1) 沿革

本市の下水道は、昭和9年7月に、当時では画期的な汚水と雨水を分けて処理する分流式下水道を日本で最初に採用し、旧市街地490haを対象として着工した。昭和12年7月には下水処理場（現中部プラント）が処理を開始し、当時の東京市、名古屋市、京都市、豊橋市に次ぐ国内5番目の下水処理場を有する都市となった。その後、昭和18年3月までに約300万円を投じ、中部処理区が完成した。

昭和20年には戦災により大きな被害を受けたが、戦災復興事業として昭和26年までに復旧を完了し、翌昭和27年からは一部区域の拡大を図り、昭和38年までに計741haの整備が完了した。

これと前後し、昭和37年には、戦後特に住居地区・文教地区として著しく発展していた長良川以北の地域を対象とした北部処理区の整備事業に着工し、北部プラントが昭和41年7月に一次処理、昭和43年5月に二次処理を開始、汚水中継施設として則武ポンプ場が平成元年7月に稼働を開始した。

また、県庁を中心に急速に市街化しつつあった南部地域を対象とした南部処理区は、昭和45年に整備事業に着工し、南部プラントが昭和48年6月に処理を開始、汚水中継施設として須賀ポンプ場が昭和61年4月に稼働を開始した。

平成10年には、北西部地域を対象とした北西部処理区の整備事業に着工し、平成14年12月に木田・七郷・合渡地区の一部を供用開始し、北西部プラントが平成16年2月に処理を開始した。

流域関連公共下水道では、昭和59年には旧市街地に隣接し市街化の進んでいた長森・日野地区を東部第1処理分区及び東部第2処理分区、平成元年には宅地開発等が進んでいた芥見・岩地区を芥見処理分区、平成7年には前年に市街化区域へ編入された南西部地区を日置江処理分区、さらに平成19年には住宅団地や住居系の地域がある藍川・三輪地区を北東部処理分区として順次着工し、平成3年4月に東部第1・東部第2処理分区、平成4年3月に芥見処理分区、平成9年3月に日置江処理分区、平成23年3月に北東部処理分区の供用を開始した。また、平成18年1月には羽島郡柳津町との合併に伴い、平成7年4月より順次供用を開始していた柳津東、柳津西、佐波、高桑の4つの処理分区が編入された。

汚水処理に伴い永続的に発生する下水汚泥を有効活用する取り組みとして、平成6年から汚泥焼却灰から製造した焼成れんがの販売（現在製造終了、販売継続）を開始したが、平成20年かられんがに代わる新たな取り組みとして、汚泥焼却灰から希少資源である「りん」を回収する施設の建設に着手し、平成21年度末に完成した。また、3県1市（愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市）が策定した伊勢湾特定水域高度処理基本計画や、岐阜県が策定した木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画を受け、全プラントで高度処理を導入している。

このほか、市街地の浸水被害を解消するため雨水事業により市内各排水区において雨水渠の整備を進めており、中部排水区では昭和57年4月に伊奈波貯留槽、平成26年11月に梶川町貯留槽が稼働を開始、また北部排水区では平成16年から雄総排水ポンプ場に着工し、平成19年度末に完成した。

### (2) 概要

現在、単独公共下水道として第27次変更事業計画（令和3年2月）による中部、北部、南部及び北西部処理区の6,087ha、流域関連公共下水道として第11次変更事業計画（令和3年2月）による東部第1・第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の2,673ha、合計8,760haについて事業を進めている。

令和2年度末の処理面積は、単独公共下水道5,794haと流域関連公共下水道2,214haの、あわせて8,008haとなっている。

計画と現況

区 分	単 独 公 共 下 水 道	流 域 関 連 公 共 下 水 道
都 市 計 画 決 定	岐阜市告示第 2 1 0 号 (H26.6.16)	
下 水 道 法 事 業 計 画	下 第 2 5 3 号 (R3.2.24)	下 第 2 5 4 号 (R3.2.24)
都 市 計 画 法 事 業 計 画 認 可	岐 阜 県 告 示 第 1 6 2 号 (H29.3.28)	岐 阜 県 告 示 第 1 2 7 号 (R3.3.23)
認 可 期 間	昭 和 9 年 7 月 ~ 令 和 4 年 3 月	昭 和 5 9 年 3 月 ~ 令 和 8 年 3 月

(令和3年3月31日)

区 分	拡 張 計 画 及 び 現 況											計
	単 独 公 共 下 水 道					流 域 関 連 公 共 下 水 道						
	中 部 処 理 区	北 部 処 理 区	南 部 処 理 区	北 西 部 処 理 区	東 部 第 1 処 理 分 区	東 部 第 2 処 理 分 区	芥 見 処 理 分 区	北 東 部 処 理 分 区	日 置 江 処 理 分 区	柳 津 地 域		
処理面積 (ha)	計画	625	1,621	2,336	1,505	913	185	489	498	157	431	8,760
	現況	625	1,596	2,320	1,253	786	184	416	311	124	393	8,008
処理人口 (人)	計画	40,580	82,940	103,630	41,870	39,460	9,030	18,050	11,850	3,430	11,560	362,400
	現況	39,200	84,020	109,900	50,830	41,830	9,550	18,540	11,910	3,640	12,350	381,770
処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	計画	33,100	44,100	71,700	21,700	—	—	—	—	—	—	170,600
	現況	33,100	44,100	71,700	21,700	—	—	—	—	—	—	170,600
流入水量 (m <sup>3</sup> /日)	現況	22,230	35,254	60,216	11,234	15,465	2,686	8,902		4,640		160,627
汚水管延長 (m)	現況	173,197	469,719	579,702	342,628	249,335	50,431	133,262	107,700	35,883	101,620	2,243,477
計画年次 (年度)	計画	S.9 ~ R.3	S.37 ~ R.3	S.45 ~ R.3	H.10 ~ R.3	S.58 ~ R.7	S.58 ~ R.7	H.1 ~ R.7	H.17 ~ R.7	H.6 ~ R.7	S.63 ~ R.7	—
建設費 (百万円)	現況	21,446	32,087	43,250	43,919	17,813	3,511	10,960	10,727	2,468	11,090	197,271
排除方式	現況	分 流 式										—
処理方式	現況	凝集剤併用 型ステップ 流入式多段 硝化脱窒法 + 急速ろ過法	嫌気好気 活性汚泥法	凝集剤併用 型循環式硝 化脱窒法 + 急速ろ過法	木曾川右岸流域下水道に接続 (岐阜県各務原浄化センター)							—

注；計画欄数値は、事業計画数値である。

汚水管延長は、令和元年度繰越を含み、令和2年度繰越を含まない。

建設事業費は、雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

柳津地域欄数値は、高桑、佐波、柳津西、柳津東の4処理分区の合計値である。

イ 普及状況

(令和3年3月31日)

区 分		数 量	普及数量	率(%)	備 考
普及率	行政人口 (人)	406,407	381,770	93.9	行政区域内人口に対する処理人口の率
水洗化率	処理人口 (人)	381,770	329,740	86.4	処理人口に対する水洗化人口の率
	処理戸数 (戸)	187,530	160,994	85.8	処理戸数に対する水洗化戸数の率
整備率	計画決定面積 (ha)	9,150	8,008	87.5	処理区域の都市計画決定面積に対する処理面積の率
	事業計画面積 (ha)	8,760	8,008	91.4	事業計画面積に対する処理面積の率

ロ 下水道の進捗状況

(令和3年3月31日)

区 分		事 業 計 画	令和2年度迄の実績	進捗率
事業費	管 渠	138,784 百万円	134,500 百万円	96.9 %
	ポンプ場	3,410 百万円	3,250 百万円	95.3 %
	プラント	64,439 百万円	59,521 百万円	92.4 %
	計	206,633 百万円	197,271 百万円	95.5 %

注；雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

ハ プラント及びポンプ場の概要

(a) プラントの概要

(事業計画分)

名称 区分	中部プラント	北部プラント	南部プラント	北西部 プラント	備考
位置	岐阜市祈年町 4丁目	岐阜市西中島 6丁目	岐阜市南鶉 6丁目	岐阜市曾我屋 8丁目	令和3年2月 変更
敷地面積	2.20 ha	3.91 ha	3.92 ha	7.66 ha	
計画処理能力	33,100 m <sup>3</sup> /日	44,100 m <sup>3</sup> /日	71,700 m <sup>3</sup> /日	21,700 m <sup>3</sup> /日	
水処理方式 (計画)	凝集剤併用型 ステップ流入式 多段硝化脱窒法 +急速ろ過法	嫌気好気 活性汚泥法	嫌気好気 活性汚泥法	凝集剤併用型 循環式硝化脱窒法 +急速ろ過法	
汚泥処理方式	濃縮→脱水 →北部へ搬送	濃縮→脱水 →焼却 →りん回収	濃縮→脱水 →焼却 →北部へ搬送	北部へ圧送	
放流先河川	新荒田川	伊自良川	境川	根尾川 (伊自良川)	
処理開始年月日	昭和12年7月1日	昭和41年7月1日	昭和48年6月7日	平成16年2月7日	

(b) ポンプ場の概要

(事業計画分)

名称 区分	則武ポンプ場 (汚水)	須賀ポンプ場 (汚水)	雄総排水ポンプ場 (雨水)	備考
位置	岐阜市則武 字本島	岐阜市須賀 1丁目	岐阜市雄総桜町 1丁目	令和3年2月 変更
敷地面積	0.09 ha	0.44 ha	0.40 ha	
計画揚水量	2.3 m <sup>3</sup> /分	16.3 m <sup>3</sup> /分	369 m <sup>3</sup> /分	
放流先河川	—	—	長良川	
運転開始年月日	平成2年4月20日	昭和61年4月26日	平成20年4月1日	

《各プラント及びポンプ場における非常用自家発電設備の状況》

名称 区分	中部 プラント	北部 プラント	南部 プラント	北西部 プラント	則武 ポンプ場	須賀 ポンプ場
自家発電機容量(kVA)	875	875	1,500	625	45	100
燃料タンク容量(ℓ)	7,000	11,200	25,500	8,400	200	390
運転可能時間(h)	17	23	106	33	10	41

## 二 受益者負担金制度の導入

### (a) 導入の経過

受益者負担金は、昭和38年の生活環境施設整備緊急措置法に基づく下水道整備5箇年計画により下水道を計画的に整備するため、その財源確保の一方策として受益者負担金制度の採用が提言され、国においても制度採用都市には国庫補助金の増大及び起債の許可を優先的に考慮するなど積極的指導がなされてきた。

岐阜市における下水道は、昭和9年以来拡充整備してきたが、都市周辺部の急激な発展に伴い、公害対策、環境衛生の面からも下水道建設要望は強く、早急に整備する必要に迫られた。計画されている北部排水区及び南部排水区の整備には莫大な建設費が必要となり、限られた財源ではいつまでも下水道の普及はなく、建設財源を確保することが必要となり、これの財源として昭和45年度から受益者負担金制度を導入することとなった。

### (b) 負担率の決定

受益者負担率は1/3～1/5の範囲とされているが、岐阜市の場合は1/5と最低の率で決定された。

### (c) 導入にあたっての問題点

昭和9年以来の下水道建設により負担金賦課時点での整備は、中心部はもちろんのこと長良川以北地区一部についても下水道が完備していたので、この既設地区からの負担金徴収が難しいと考えられたが、負担の公平を保つため既設地区からも徴収することと決定された。

### (d) 住民説明方法

既設地区については、自治会単位で説明会を開催した。その後、各町内からの申出、希望により説明会を開催している。

### (e) 農地への賦課

農地については、申請により農地転用まで徴収を猶予する。ただし、市街化の著しい区域の農地については、この限りでないとし、現在に至っている。

### (f) 納付方法

昭和36年度以前に施工済の中部排水区は8か年分割納付、その他の地区については5か年分割納付とし、それぞれ1年を4期に分けて納付する。

(g) 負担金の減免

- 1 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地
- 2 国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地
  - ア 学校教育法第1条に規定する学校の用地
  - イ 社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業のために設置された社会福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）の用地
  - ウ 警察法務収容施設用地
  - エ 病院用地
  - オ 一般庁舎用地
  - カ 消防施設用地
  - キ 公務員宿舎用地
  - ク その他の建物の土地
- 3 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地
- 4 公の生活扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有し、又は使用する土地
  - ア 生活保護法により生活扶助を受けている者が所有し、又は使用する土地
  - イ 生活保護法により生活扶助以外の扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有し、又は使用する土地
- 5 文化財である土地又は文化財である建物その他工作物の土地
- 6 その他その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地
  - ア 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が同法第2条第2項又は第3項に規定する事業のために設置する施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）の用地
  - イ 私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するもので、教育の目的に使用している土地
  - ウ 墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地
  - エ 宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人が同条第3条に規定する境内地として使用している土地
  - オ 鉄道事業法第2条第2項、第3項又は第4項に規定する事業の用に供する施設の用地
  - カ 自治会等が管理する施設に係る用地
  - キ 水路及び公道に準ずる私道
  - ク 電気設備に関する技術基準を定める省令の規定により建造物の築造が禁止されている特別高圧架空電線下の用地又は架空電線路の鉄塔用地
  - ケ その他実情に応じて減免を必要とする土地



(h) 負担金の猶予

- 1 災害、盗難、家族の病気、負傷等の場合、それぞれの関係機関の証明書の取得により1～2年以内の徴収猶予が決められている。
- 2 農地の場合、受益者からの申請により農地転用まで徴収を猶予する。

(i) 負担区制導入の経緯

岐阜市の受益者負担金制度は、北部及び南部排水区の拡張に伴う財源確保の為に昭和45年度から導入されたものであるが、当時、既に施工済の中部・北部排水区についても遡及して負担金を徴収することとし、中部・北部・南部排水区の一体性と継続性を考慮して同一負担金とした。

これら中部、北部及び南部排水区の下水道整備がほぼ完了し、平成3年4月から供用が開始される木曾川右岸流域下水道に接続する東部、芥見排水区の整備が進み、また将来、北西部地域においても計画があることなど総合的判断を加えると、現行制度をそのまま移行することは著しく妥当性を欠き、かつ公正な負担金制度を維持することが困難と考えられ、平成2年7月4日岐阜市公営企業経営審議会に対し、見直しの諮問がなされた。平成2年10月29日、公平かつ妥当な負担金額の設定として、負担区制の導入についての答申が出された。(第1負担区、第2負担区の制定)

その後、本市では下水道整備区域の拡張計画が進められ、平成10年8月新たな単独公共下水道として北西部排水区域の事業認可を取得し、この区域の下水道整備を円滑に推進するための必要な建設財源として、受益者負担金を設定する必要が生じたことから、平成11年7月12日市長から岐阜市公営企業経営審議会に対し諮問がなされた。平成11年8月11日、負担の軽減に配慮した公正かつ公平な負担金額の設定として、新たな負担区の答申が出された。(第3負担区の制定)

平成18年1月1日には、旧柳津町との合併により旧柳津町における処理分区を第4負担区として設けた。(第4負担区の制定)

平成18年1月に流域関連公共下水道で新たに整備される区域として、北東部排水区域の事業認可を取得した。また、この区域の受益者負担金の設定にあたり岐阜市公営企業経営審議会が、平成19年1月11日に岐阜市長に答申し、平成19年第1回市議会定例会において、第3負担区に北東部排水区を加え単位負担金額が決定した。

市街化区域の整備が概ね完了した後、良好な水環境の保全という環境対策の面からも市街化区域の整備に引き続き、市街化調整区域の整備が必要である。このことから、市街化調整区域における下水道に伴う負担のあり方について、岐阜市公営企業経営審議会が平成21年12月21日に岐阜市長に答申し、平成22年第1回市議会定例会において、市街化調整区域を第5負担区と定め、受益者負担金の単位負担金額を決定した。(第5負担区の制定)

(j) 負担金額

負担区	負担区の推移	1平方メートル当たりの単位負担金額
第1負担区	中部、北部及び南部処理区	50円
第2負担区	東部第1、東部第2、芥見及び日置江処理分区	150円
第3負担区	北西部処理区、北東部処理分区	230円
第4負担区	柳津西、柳津東、佐波、高桑処理分区	420円
第5負担区	市街化調整区域（市長が定める区域をいう。ただし、第1負担区から第4負担区までに含まれる区域を除く。）	250円

(k) 前納報奨金制度の経緯

前納報奨金制度とは、受益者が納期到来前の受益者負担金納付額を一括納付する際、報奨金交付基準に基づき交付しており、昭和45年度の受益者負担金制度の導入当初より、受益者負担金の早期納付の促進を目的とし導入された。

平成11年度に市税等の報奨金制度の見直しによる制度廃止に伴い、受益者負担金の報奨金の全期前納交付率を17.7%から8.85%に引き下げた。

令和元年12月の岐阜市上下水道事業経営審議会での審議を経て、経過措置を設けたうえで、令和2年4月1日に廃止した。

ホ 水洗便所普及について

当市は下水道に対する市民の理解が極めて深く、その普及は高率を示しているが、なお次のような普及施策を設けている。

(a) 助成金（平成15年3月31日改正） ※（昭和31年4月1日制度新設）

(イ) 水洗便所改造等工事助成金（新築家屋を除く）

区分	公示3年以内若しくは1年以内に工事を行う場合
市民税均等割または非課税の場合	30,000円
その他の場合	20,000円

(ロ) 共用管布設工事助成金（新築家屋を除く） 5,000円

(ハ) 水路越工事助成金（下水本管工事と同時に下水取付管を官民境界まで設置したものを除く）

伏越し（水路越工事1件につき）

水路の幅員	金額	摘要
1.8m 以上 2.5m 未満	83,000円	水路の深さが1.4mを超える場合は0.2m増すごとに11,000円を加算する。
2.5m 以上 3.0m 未満	87,000円	
3.0m 以上 3.5m 未満	91,000円	
3.5m 以上	95,000円	

上越し（水路越工事1件につき）

水路の幅員	金額	摘要
2.0m 以上 2.5m 未満	80,000円	水路の深さが1.5mを超える場合を対象とする。
2.5m 以上 3.0m 未満	89,000円	
3.0m 以上 3.5m 未満	105,000円	
3.5m 以上	116,000円	

(b) 融資あっ旋制度（平成17年1月26日改正） ※（昭和62年4月1日制度新設）

融 資 額 一世帯につき100万円以内（制度新設時は45万円以内）  
 （平成4年4月1日改正時は80万円以内）  
 融 資 利 率 年1.75%（制度新設時は年4.98%）  
 償 還 方 法 元利均等割賦償還  
 償 還 期 間 6月以上60月以内とし、6月を1単位とする。

(c) 利子補給制度（平成17年1月26日改正） ※（平成5年4月1日制度新設）

融資あっ旋制度の利用者に対し、返済利子の一部を利子補給する。  
 利子補給利率 年0.875%  
 支 払 期 日 年2回（3月・9月）

○ 私道への布設

水洗化の普及促進を図るため、下記の条件を満たしている場合は、市において排水設備の築造及び管理を行う。ただし、官公社宅、公団住宅等の民有道路敷及び開発行為区域内は除く。

- (イ) 私道が無償で使用するについて、当該私道の所有者の全員が承諾していること。
- (ロ) 私道の幅員1.8m以上であり工事可能で道路としての形態を有していること。
- (ハ) 下水道への即時切替戸数が2戸以上であること。

へ 水洗化促進のための措置

(a) 水洗化助成金

イ 水洗化助成金交付状況

区分		年度		平成 25	26	27	28	29	30	令和 元	2	
助成金 交付	件数	件		291	280	222	109	281	142	122	86	
	金額	千円		5,840	5,620	4,490	2,900	5,680	2,930	2,510	1,823	
助成金 交付内訳	水洗便所新設	件		291	280	222	97	281	142	122	85	
		千円		5,840	5,620	4,490	1,940	5,680	2,930	2,510	1,740	
	供用管布設工事	件		-	-	-	-	-	-	-	-	-
		千円		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水路越し	上越し	件		-	-	-	12	-	-	-	-
			千円		-	-	-	960	-	-	-	-
		伏越し	件		-	-	-	-	-	-	-	1
			千円		-	-	-	-	-	-	-	83

ロ 助成金改正の推移

区分			昭和31.4.1	昭和37.4.1	昭和55.4.1	平成元.4.1	平成4.4.1	平成5.4.1	平成15.4.1	摘要
水洗便所 新設	公示3年 以内	市民税均等割又は 免除の場合	5,000	5,000	8,000	16,000	23,000	23,000	30,000	汲取式は公示3年以内、汲取式以外は公示1年以内を対象
		その他の場合	3,000	3,000	5,000	10,000	15,000	15,000	20,000	
	公示3年 経過後	市民税均等割又は 免除の場合	5,000	5,000	8,000	8,000	8,000	-	-	
		その他の場合	3,000	3,000	5,000	5,000	5,000	-	-	
供用管布設工事				2,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
水路 越し	上越し	1.8メートル以上		7,000	25,000	48,000	-	-	-	水深の深さが1.5メートルを超える場合を対象とする
		2.0メートル以上		-	-	-	80,000	80,000	80,000	
		2.5メートル以上		-	30,000	59,000	89,000	89,000	89,000	
		2.7メートル以上		8,000	-	-	-	-	-	
		3.0メートル以上		-	35,000	70,000	105,000	105,000	105,000	
		3.5メートル以上		-	42,000	77,000	116,000	116,000	116,000	
	伏越し	3.6メートル以上		9,000	-	-	-	-	-	
		1.8メートル以上		10,000	10,000	45,000	83,000	83,000	83,000	水深の深さが1.4メートルを超える場合は20センチ増すごとに11,000円を加算する
		2.5メートル以上		-	20,000	56,000	87,000	87,000	87,000	
		2.7メートル以上		13,000	-	-	-	-	-	
		3.0メートル以上		-	70,000	99,000	91,000	91,000	91,000	
		3.5メートル以上		-	95,000	120,000	95,000	95,000	95,000	
3.6メートル以上		15,000	-	-	-	-	-			

注：摘要欄は平成4年4月1日より該当

平成11年12月13日より下水本管工事と同時に下水取付管を官民境界まで設置したものは除く

(b) 排水設備工事資金融資斡旋状況

区分		年度		平成 25	26	27	28	29	30	令和 元	2
融 資	件数	件		1	1	0	1	0	0	0	0
	金額	千円		500	400	0	400	0	0	0	0

注：昭和62年度から新設した制度である。

(3) 流域下水道計画

イ 計画と岐阜市

昭和45年12月のいわゆる公害国会において下水道法が一部改正され、この改正により公害対策基本法による水質環境基準が設定された水域について、土地及び水利用の見通し等を勘案して流域別下水道整備総合計画が策定されることになった。

木曽川及び長良川流域を市町の行政区域にとらわれず広域的な環境整備を経済的かつ合理的に達成するため、昭和49年8月に本市を含む4市9町(市町合併により現在は4市6町)において木曽川右岸流域下水道の当初計画決定が行われた。

岐阜市分は、当初既設区域の中部処理区と4流域関連処理分区が決定されたが、昭和57年2月に中部処理区を除き、現在では、東部第1、東部第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の合計2,860 haの計画である。

ロ 事業概要

- (a) 事業主体 岐阜県
- (b) 関連市町村 岐阜市、各務原市、美濃加茂市、可児市、笠松町  
(4市6町) 坂祝町、八百津町、御嵩町、岐南町、川辺町
- (c) 排除方式 分流式
- (d) 全体計画内容

(令和3年3月31日)

計画規模	全体計画
計画処理区域面積	約 16,643 ha
計画人口	433,900 人
計画処理水量	日最大 222,640 m <sup>3</sup> /日
浄化センター	1 箇所
ポンプ場	4 箇所
幹線管渠延長	77,640 m

(e) 浄化センターの概要

(令和3年3月31日)

名称	岐阜県各務原浄化センター
位置	各務原市下切町、松本町、前渡西町及び前渡東町地内
敷地面積	約 37 ha
計画処理能力	日最大 228,000 m <sup>3</sup> /日
処理方式	標準活性汚泥法+急速ろ過法 嫌気・無酸素・好気法+急速ろ過法 ステップ流入式多段硝化脱窒法+凝集剤添加+急速ろ過法
放流先河川	木曽川、境川(長良川)
維持管理業務	(財)岐阜県浄水事業公社(平成2年9月20日設立)に委託

### 3 下水料金

#### (1) 料金表 (1か月につき)

令和2年4月1日改定

種 別	基本料金	従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	
		10 m <sup>3</sup> までの分	31円
10 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> までの分	120円		
20 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> までの分	133円		
50 m <sup>3</sup> を超え500 m <sup>3</sup> までの分	140円		
500 m <sup>3</sup> を超え10,000 m <sup>3</sup> までの分	148円		
10,000 m <sup>3</sup> を超える分	155円		
種 別	基本料金	従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	
汚水	980円	10 m <sup>3</sup> までの分	7円
水		10 m <sup>3</sup> を超える分	24円
料		公衆浴場汚水	
金		980円	
料		一定の水質以上の汚水を放流するものは、前記当該種別料金のほかにその濃度に応じて、1 m <sup>3</sup> につき240円以内においてこれを増徴する。	
金	雨水料金 雨水放流面積 1 m <sup>2</sup> につき 1か月 15円 (管理者においてやむを得ないと認めたものに限る。)		
計測器料金		1か月 1個 20,000円以内で管理者が定める額	
ディスポーザー料金		1か月 1台につき 400円	

※上記料金は消費税抜きの額。

※下水料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、管理者が定めた日をいう。)に上記料金表に規定する2か月分を基準に算定して得た額に100分の110を乗じた額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

※平成18年1月1日に合併した旧柳津町区域内の下水料金は平成22年4月1日から旧岐阜市区域内の下水料金に統一した。

※ディスポーザー料金は、平成23年3月30日岐阜市下水道条例改正に伴うもの。(平成23年10月1日施行)

#### (2) 料金の平均改定率の推移

改正条例	H元.3.31 条例第35号	H5.12.24 条例第32号	H9.3.31 条例第28号	H9.12.19 条例第45号	H14.12.24 条例第54号	H24.3.29 条例第39号	H26.3.31 条例第47号	H27.12.14 条例第88号	H31.3.27 条例第44号	R元.12.17 条例第42号
改定年月	H元.8	H6.4	H9.6	H10.4	H15.4	H24.7	H26.4	H28.4	R元.10	R2.4
平均改定率	3.00%	36.58%	1.94%	7.42%	9.93%	2.97%	2.86%	10.24%	1.85%	11.58%

注(1)平成元年8月1日の改定は、平成元年4月1日の消費税法導入(3%)に伴うもの。

(2)平成9年6月1日の改定は、平成9年4月1日の消費税の引上げ(3%→5%)に伴うもの。

(3)平成26年4月1日の改定は、平成26年4月1日の消費税の引上げ(5%→8%)に伴うもの。

(4)令和元年10月1日の改定は、令和元年10月1日の消費税の引上げ(8%→10%)に伴うもの。

使用者が放流する汚水の量の認定は、次の区分による。

- 1 水道水を使用した場合においては、水道水の使用水量をもってその放流量とみなす。
- 2 井戸水等を使用した場合においては、計測（管理者の認める計測器による計測）にもとづく水量をもって放流量とみなす。
- 3 管理者が前各号によりがたいと認める場合は、管理者の認定する水量をもって放流量とみなす。
- 4 管理者は、第2号の計測をするため、適当な場所に計測のための装置を取り付けるものとする。この場合、使用者は、装置の取付けを拒み、又は妨げることはできない。

井戸水放流量認定基準表（1か月につき）

令和2年4月1日改定

種 別		水 量	
第1種	家事用	1人	12 m <sup>3</sup>
		2人	19 m <sup>3</sup>
		3人	25 m <sup>3</sup>
		4人	27 m <sup>3</sup>
		5人	30.5 m <sup>3</sup>
		6人	38 m <sup>3</sup>
第2種	学校・幼稚園・保育所用	廃止	
第3種	公衆浴場用	管理者の認定する量	
第4種	ア	病院	廃止
	イ	ホテル及び旅館	管理者の認定する量
	ウ	劇場、映画館その他興行場	定員に0.3 m <sup>3</sup> を乗じた量
	エ	管理者が定める職種	2人まで 30 m <sup>3</sup> 、以後1人増すごとに14 m <sup>3</sup> 加えた量
	オ	官公署、事務所及びイ、ウ、エに属さない営業	5人まで 21 m <sup>3</sup> 、6人以上10人まで 32 m <sup>3</sup> 、以後10人又はその端数ごとに13 m <sup>3</sup> 加えた量
	カ	個室付浴場	廃止

水道と井戸水併用時の放流量について（平成24年7月1日改定）

水道水と井戸水の合算使用量を放流量とする。

4 下水普及状況

(1) 年度別推移

区分 年度	行政区域内 (A)			処理区域内 (B)			水洗化 (C)			普及率 (B/A) %	水洗化率 (C/B) %	
	面積 ha	世帯数 世帯	人口 人	面積 ha	戸数 戸	人口 人	戸数 戸	人口 人	指数 指数			
13	19,512	153,773	409,141	5,914	129,050	325,480	100.0	119,384	299,990	100.0	79.6	92.2
14	19,512	155,662	410,128	6,114	132,420	327,320	100.2	121,149	297,100	99.0	79.8	90.8
15	19,512	157,116	410,400	6,739	140,270	339,830	100.3	122,563	292,030	97.3	82.8	85.9
16	19,512	158,625	410,493	6,814	143,550	346,640	100.3	126,161	300,020	100.0	84.4	86.6
17	20,289	163,814	422,087	7,332	150,940	363,440	103.2	131,075	310,530	103.5	86.1	85.4
18	20,289	165,811	422,593	7,511	155,780	371,070	103.3	135,086	316,670	105.6	87.8	85.3
19	20,289	166,909	421,759	7,557	158,540	372,790	103.1	137,858	319,100	106.4	88.4	85.6
20	20,289	167,943	420,891	7,563	159,700	373,710	102.9	140,280	323,660	107.9	88.8	86.6
21	20,289	169,116	419,847	7,588	161,840	373,210	102.6	142,402	324,800	108.3	88.9	87.0
22	20,289	170,356	419,306	7,632	163,200	374,740	102.5	143,567	326,180	108.7	89.4	87.0
23	20,289	171,713	418,498	7,701	165,630	376,700	102.3	145,450	327,530	109.2	90.0	86.9
24	20,289	172,111	416,750	7,740	167,520	378,860	101.9	147,299	329,840	110.0	90.9	87.1
25	20,289	173,006	415,113	7,793	169,770	380,180	101.5	148,571	329,940	110.0	91.6	86.8
26	20,360	174,490	414,382	7,864	174,530	382,090	101.3	150,201	329,990	110.0	92.2	86.4
27	20,360	175,371	412,589	7,896	175,760	381,350	100.8	151,622	330,000	110.0	92.4	86.5
28	20,360	177,102	412,254	7,971	179,300	384,630	100.8	153,525	330,500	110.2	93.3	85.9
29	20,360	178,392	410,297	7,985	181,680	383,520	100.3	155,788	330,540	110.2	93.5	86.2
30	20,360	179,872	408,970	8,000	183,810	383,260	100.0	157,815	330,760	110.3	93.7	86.3
元	20,360	179,872	408,109	8,004	185,470	382,890	99.7	159,168	330,630	110.2	93.8	86.4
2	20,360	183,288	406,407	8,008	187,530	381,770	99.3	160,994	329,740	109.9	93.9	86.4

注；指数は13年度を100とした人口に対しての数値である。



## (2) 県庁所在地及び人口30万人以上都市の普及状況

(令和元年度末現在)

順位	都市名	普及率	人口	順位	都市名	普及率	人口	順位	都市名	普及率	人口
		%	千人			%	千人			%	千人
1※	横浜市	100.0	3,762	30※	広島市	94.6	1,194	59※	水戸市	78.8	271
1※	大阪市	100.0	2,734	31※	所沢市	94.4	344	60※	四日市市	78.5	312
1※	豊中市	100.0	409	32※	岐阜市	93.8	408	61※	鹿児島市	78.4	601
1※	尼崎市	100.0	463	33※	さいたま市	93.6	1,318	62※	松江市	77.7	201
5※	東京都	99.9	9,600	34※	長崎市	93.0	414	63※	佐賀市	77.1	232
5※	吹田市	99.9	374	35※	秋田市	92.6	306	64※	市川市	75.3	492
5※	西宮市	99.9	484	36※	長野市	90.3	374	65※	福山市	74.2	468
8※	福岡市	99.7	1,556	36※	姫路市	90.3	535	66※	富山市	73.9	415
9※	明石市	99.6	304	38※	千葉市	90.2	973	67※	郡山市	72.8	322
10※	川崎市	99.5	1,535	39※	柏市	90.0	426	68※	鳥取市	72.7	186
10※	高槻市	99.5	351	40※	熊本市	89.9	732	69※	浜松市	72.2	801
12	八王子市	99.4	562	41※	盛岡市	89.7	287	70※	豊田市	72.0	424
13※	札幌市	99.3	1,958	42※	宮崎市	88.9	401	71※	前橋市	71.2	335
13※	名古屋市	99.3	2,297	43※	船橋市	88.4	644	72※	高崎市	70.9	372
15※	京都市	99.2	1,406	44※	川越市	88.1	353	73※	豊橋市	70.5	376
16※	東大阪市	98.8	488	45※	奈良市	87.9	356	74※	春日井市	68.9	311
16	町田市	98.8	429	46※	山形市	87.8	244	75※	一宮市	68.1	385
18※	北九州市	98.6	946	47※	岡崎市	87.7	387	76※	岡山市	66.5	708
19※	仙台市	98.4	1,061	48※	川口市	87.6	608	77※	福島市	66.2	276
19※	堺市	98.4	834	49※	松戸市	86.5	499	78※	松山市	63.7	510
21※	那覇市	98.2	321	50※	福井市	85.0	262	78※	高知市	63.7	326
22※	金沢市	97.9	451	51※	静岡市	84.5	696	78※	大分市	63.7	477
23※	横須賀市	97.8	399	52※	久留米市	84.3	305	81※	山口市	62.3	190
24※	神戸市	97.7	1,529	53	越谷市	84.0	345	82※	高松市	61.7	425
25※	旭川市	97.0	333	54※	新潟市	83.6	786	83※	いわき市	54.6	320
25※	大津市	97.0	344	54※	宇都宮市	83.6	520	84※	津市	43.2	277
27※	相模原市	96.9	718	56※	甲府市	83.1	187	85※	和歌山市	38.0	366
28※	枚方市	96.7	400	57	青森市	81.2	279	86	徳島市	28.4	252
29※	藤沢市	95.8	436	58※	倉敷市	80.6	482				

注;普及率、人口は令和元年度地方公営企業年鑑による数値。

人口は行政区域内人口。

※印は法適用企業。

全国平均 79.7%

岐阜県平均 76.8%

## 5 下水利用戸数

### (1) 種別下水利用戸数の推移

種別 年度	家事用 (第1種)		学校・幼稚園 ・保育所用 (第2種)		公衆浴場用 (第3種)		第1種・第2種・第3種 に該当しないもの (第4種)		計	
	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合
平成 23	131,512	90.4%	211	0.2%	10	0.0%	13,717	9.4%	145,450	100.0%
24	133,264	90.4%	223	0.2%	10	0.0%	13,802	9.4%	147,299	100.0%
25	132,735	89.4%	216	0.1%	9	0.0%	15,611	10.5%	148,571	100.0%
26	134,336	89.4%	221	0.2%	8	0.0%	15,636	10.4%	150,201	100.0%
27	135,679	89.5%	229	0.1%	7	0.0%	15,707	10.4%	151,622	100.0%
28	137,436	89.5%	231	0.2%	7	0.0%	15,851	10.3%	153,525	100.0%
29	139,471	89.5%	244	0.2%	7	0.0%	16,066	10.3%	155,788	100.0%
30	141,378	89.6%	251	0.2%	7	0.0%	16,179	10.2%	157,815	100.0%
令和 元	142,764	89.7%	252	0.2%	7	0.0%	16,145	10.1%	159,168	100.0%
2	144,664	89.8%	258	0.2%	7	0.0%	16,065	10.0%	160,994	100.0%

注：戸数は、年度末の数値である。

### (2) 令和2年度下水利用戸数の種別・水供給形態別内訳

種別 供給	家事用 (第1種)		学校・幼稚園 ・保育所用 (第2種)		公衆浴場用 (第3種)		第1種・第2種・第3種 に該当しないもの (第4種)		計		
	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	
水道	123,590	84.0%	179	74.6%	1	14.3%	11,383	70.6%	135,153	82.6%	
井 水	計測器	3,565	2.4%	24	10.0%	0	0.0%	1,253	7.8%	4,842	3.0%
	認定	10,716	7.3%	0	0.0%	6	85.7%	1,450	9.0%	12,172	7.4%
併 用	水道と計測器	2,907	2.0%	37	15.4%	0	0.0%	1,070	6.6%	4,014	2.5%
	水道と認定	6,351	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	972	6.0%	7,323	4.5%
計	147,129	100.0%	240	100.0%	7	100.0%	16,128	100.0%	163,504	100.0%	

注：戸数は、2・3月分の調定戸数のため、表(1)の年度末戸数とは一致しない。

6 年度別料金及び水量等の推移

区分 年度	下水料金		排水量（有収水量）		月平均利用戸数		年間1戸当たり			
	（円）	指数	（m <sup>3</sup> ）	指数	（戸）	指数	下水料金		指数	
							（円）	指数		
平成 23	5,209,352,583	100.0	45,932,931	100.0	146,934	100.0	35,454	100.0	313	100.0
24	5,210,210,689	100.0	45,277,608	98.6	148,763	101.2	35,024	98.8	304	97.1
25	5,209,108,222	100.0	45,013,187	98.0	150,605	102.5	34,588	97.6	299	95.5
26	5,270,894,265	101.2	44,315,524	96.5	152,280	103.6	34,613	97.6	291	93.0
27	5,257,079,549	100.9	43,986,921	95.8	154,038	104.8	34,128	96.3	286	91.4
28	5,795,767,205	111.3	44,033,465	95.9	155,708	106.0	37,222	105.0	283	90.4
29	5,812,967,683	111.6	44,097,906	96.0	157,711	107.3	36,858	104.0	280	89.5
30	5,838,411,415	112.1	44,209,458	96.2	159,786	108.7	36,539	103.1	277	88.5
令和 元	5,871,504,347	112.7	44,091,736	96.0	161,653	110.0	36,322	102.4	273	87.2
2	6,494,451,869	124.7	43,985,178	95.8	163,341	111.2	39,760	112.1	269	85.9

注 (1) 下水料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水料金は消費税込みの数値である。

(3) 月平均利用戸数は年間調定戸数/6とする。

(4) 指数は23年度を100とした。

## 7 調定戸数1戸当たり料金及び水量表

(1) 1か月1戸当たり平均下水料金、排水量表

区分 年月	調定戸数 (戸)	下水料金		排水量		月末 下水利用戸数 (戸)
		月別下水料金 (円)	1か月1戸当たり 平均(円)	月別排水量 (m <sup>3</sup> )	1か月1戸当たり 平均(m <sup>3</sup> )	
令和 2年4月	90,751	529,742,839	2,919	3,950,526	21.8	160,373
5月	72,931	439,476,879	3,013	3,262,055	22.4	160,748
6月	90,403	591,663,109	3,272	3,961,311	21.9	160,795
7月	72,500	502,905,772	3,468	3,334,924	23.0	160,954
8月	90,582	594,681,880	3,283	3,970,861	21.9	161,094
9月	72,410	520,301,017	3,593	3,453,275	23.8	161,097
10月	90,673	606,359,129	3,344	4,044,745	22.3	161,149
11月	72,573	513,050,272	3,535	3,399,538	23.4	161,371
12月	90,591	588,375,214	3,247	3,923,171	21.7	161,549
3年1月	73,129	518,893,128	3,548	3,433,210	23.5	161,652
2月	90,477	594,716,992	3,287	3,986,330	22.0	161,711
3月	73,027	494,285,638	3,384	3,265,232	22.4	160,994
<b>計</b>	<b>980,047</b>	<b>6,494,451,869</b>	<b>3,313</b>	<b>43,985,178</b>	<b>22.4</b>	<b>1,933,487</b>
月平均	81,671	541,204,322	3,313	3,665,432	22.4	161,124

注 (1) 下水料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水料金は消費税込みの数値である。

(3) 隔月検針のため、偶数月と奇数月では検針区域が異なる。

(2) 種別・年度別1か月1戸当たり平均排水量

種別 年度	家事用 (第1種)			学校・幼稚園・保育所用 (第2種)			公衆浴場用 (第3種)			第1種・第2種・第3種に 該当しないもの (第4種)			計		
	年 調定戸数	間 排水量	1か月 1戸平均	年 調定戸数	間 排水量	1か月 1戸平均	年 調定戸数	間 排水量	1か月 1戸平均	年 調定戸数	間 排水量	1か月 1戸平均	年 調定戸数	間 排水量	1か月 1戸平均
平成 23	797,295	31,141,008	19.5	1,318	1,849,292	701.6	69	82,748	599.6	82,922	12,859,883	77.5	881,604	45,932,931	26.1
24	807,833	31,041,601	19.2	1,347	1,822,290	676.4	61	73,511	602.5	83,339	12,340,206	74.0	892,580	45,277,608	25.4
25	809,016	30,497,575	18.8	1,339	1,788,604	667.9	56	70,197	626.8	93,222	12,656,811	67.9	903,633	45,013,187	24.9
26	817,930	30,013,366	18.3	1,335	1,627,062	609.4	49	66,559	679.2	94,366	12,608,537	66.8	913,680	44,315,524	24.3
27	828,080	30,034,406	18.1	1,382	1,592,798	576.3	45	63,791	708.8	94,725	12,295,926	64.9	924,232	43,986,921	23.8
28	837,340	30,080,517	18.0	1,396	1,646,889	589.9	42	61,306	729.8	95,474	12,244,753	64.1	934,252	44,033,465	23.6
29	848,538	30,124,014	17.8	1,431	1,640,009	573.0	43	61,577	716.0	96,256	12,272,306	63.7	946,268	44,097,906	23.3
30	859,484	30,133,277	17.5	1,487	1,703,997	573.0	42	61,078	727.1	97,706	12,311,106	63.0	958,719	44,209,458	23.1
令和 元	870,867	30,101,033	17.3	1,506	1,780,485	591.1	42	61,191	728.5	97,508	12,149,027	62.3	969,923	44,091,736	22.7
2	881,579	31,166,110	17.7	1,472	1,616,815	549.2	42	60,905	725.1	96,954	11,141,348	57.5	980,047	43,985,178	22.4

(3) 種別・年度別1か月1戸当たり平均下水道料金

種別 年度	家事用 (第1種)			学校・幼稚園・保育所用 (第2種)			公衆浴場用 (第3種)			第1種・第2種・第3種に該当しないもの (第4種)			計		
	年 調定戸数	1か月 1戸平均		年 調定戸数	1か月 1戸平均		年 調定戸数	1か月 1戸平均		年 調定戸数	1か月 1戸平均		年 調定戸数	1か月 1戸平均	
		戸	円		円	円		円	円		円	円		円	円
平成 23	797,295	3,469,715,061	2,176	1,318	218,564,201	82,915	69	1,774,367	12,858	82,922	1,519,298,954	9,161	881,604	5,209,352,583	2,954
24	807,833	3,501,840,060	2,167	1,347	219,217,705	81,373	61	1,570,132	12,870	83,339	1,487,582,792	8,925	892,580	5,210,210,689	2,919
25	809,016	3,453,622,790	2,134	1,339	214,976,295	80,275	56	1,492,028	13,322	93,222	1,539,017,109	8,255	903,633	5,209,108,222	2,882
26	817,930	3,493,888,972	2,136	1,335	200,447,008	75,074	49	1,447,374	14,769	94,366	1,575,110,911	8,346	913,680	5,270,894,265	2,884
27	828,080	3,517,561,041	2,124	1,382	197,438,224	71,432	45	1,386,653	15,407	94,725	1,540,693,631	8,132	924,232	5,257,079,549	2,844
28	837,340	3,869,487,416	2,311	1,396	227,927,512	81,636	42	1,464,480	17,434	95,474	1,696,887,797	8,887	934,252	5,795,767,205	3,102
29	848,538	3,879,029,053	2,286	1,431	227,176,892	79,377	43	1,470,720	17,101	96,256	1,705,291,018	8,858	946,268	5,812,967,683	3,072
30	859,484	3,887,330,526	2,261	1,487	233,453,588	78,498	42	1,458,766	17,366	97,706	1,716,168,535	8,782	958,719	5,838,411,415	3,045
令和 元	870,867	3,919,358,460	2,250	1,506	246,691,589	81,903	42	1,470,235	17,503	97,508	1,703,984,063	8,738	969,923	5,871,504,347	3,027
2	881,579	4,498,341,257	2,551	1,472	251,159,492	85,312	42	1,657,598	19,733	96,954	1,743,293,522	8,990	980,047	6,494,451,869	3,313

注 (1) 下水道料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水道料金は消費税込みの数値である。

## 8 計測器取付状況

### (1) 年度別計測器取付状況と計測器による計測排水量

区分 年度	時間計 100V			時間計 200V			その他の計測器			合 計			計測器による 計測排水量 m <sup>3</sup>
	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	
平成 18	5		5	559	6	565	3,459	680	4,139	4,023	686	4,709	7,103,117
19	5		5	535	8	543	3,569	700	4,269	4,109	708	4,817	7,175,098
20	5		5	522	8	530	4,638	1,165	5,803	5,165	1,173	6,338	6,971,626
21	5		5	501	10	511	4,798	936	5,734	5,304	946	6,250	6,954,003
22	4		4	479	10	489	4,997	913	5,910	5,480	923	6,403	6,831,921
23	4		4	469	10	479	5,191	904	6,095	5,664	914	6,578	6,829,849
24	4		4	462	10	472	5,742	892	6,634	6,208	902	7,110	7,152,740
25	4		4	458	10	468	6,114	906	7,020	6,576	916	7,492	7,533,743
26	4		4	446	10	456	6,307	905	7,212	6,757	915	7,672	9,129,833
27	2		2	440	8	448	6,397	906	7,303	6,839	914	7,753	10,373,785
28	1		1	425	9	434	6,473	902	7,375	6,899	911	7,810	12,537,146
29	1		1	408	9	417	6,604	901	7,505	7,013	910	7,923	8,492,647
30	1		1	404	9	413	6,627	895	7,522	7,032	904	7,936	8,523,480
令和 元	1		1	394	9	403	6,666	887	7,553	7,061	896	7,957	8,451,178
2	1		1	386	9	395	6,672	881	7,553	7,059	890	7,949	7,647,658

注 (1) 個数は、各年度末の数値である。

(2) 計測器による計測排水量には、認定水量(計測器による実績水量)分を含む。

### (2) 口径別等計測器明細

令和3年3月31日現在(単位:個)

区 分		市 有 品	先 方 品	計	
時 間 計	100V	1 (0)	0 (0)	1 (0)	
	200V	386 (2)	9 (0)	395 (2)	
	計	387 (2)	9 (0)	396 (2)	
そ の 他 の 計 測 器	堰 式 流 量 計	1 (0)	2 (0)	3 (0)	
	水 道 メ ー タ ー	13mm	339 (4)	146 (61)	485 (65)
		20mm	4,068 (1)	237 (57)	4,305 (58)
		25mm	1,598 (5)	121 (49)	1,719 (54)
		30mm	8 (0)	60 (31)	68 (31)
		40mm	453 (5)	113 (39)	566 (44)
		50mm	156 (1)	85 (24)	241 (25)
		65mm	0 (0)	20 (7)	20 (7)
		75mm	32 (0)	40 (7)	72 (7)
		100mm	11 (0)	20 (3)	31 (3)
		125mm	0 (0)	3 (0)	3 (0)
		150mm	0 (0)	3 (0)	3 (0)
		250mm	0 (0)	2 (0)	2 (0)
		小 計	6,665 (16)	850 (278)	7,515 (294)
電 磁 式 流 量 計	6	29	35		
計	6,672 (16)	881 (278)	7,553 (294)		
合 計	7,059 (18)	890 (278)	7,949 (296)		

注 ( ) は、減量用計測器を再掲したものである。

## 9 年度別水質料金対象事業場の排水量及び水質料金

区分 年度	特定事業場内 監視必要事業場件数						内 水質料金対象事業場		
	中部	北部	南部	流域関連	北西部	計	件数	排水量 m <sup>3</sup>	水質料金 円
平成 18	12	10	27	6	6	61	10	304,991	13,011,750
19	12	10	27	4	6	59	7	193,011	6,500,475
20	10	9	19	5	6	49	7	180,697	6,648,870
21	10	9	21	5	7	52	8	137,205	5,558,565
22	9	9	21	6	8	53	4	105,250	3,547,455
23	8	9	21	6	8	52	3	113,295	5,265,480
24	7	9	18	6	8	48	4	147,147	7,793,975
25	7	9	19	6	8	49	3	205,513	11,909,385
26	7	3	16	5	8	39	1	75,876	4,258,620
27	8	9	18	5	8	48	3	100,112	5,961,030
28	8	9	17	5	8	47	3	42,920	2,282,865
29	8	8	20	6	8	50	2	38,365	1,726,425
30	8	8	18	5	8	47	3	90,542	4,074,390
令和 元	8	8	16	4	7	43	3	103,520	2,929,035
2	8	8	16	4	7	43	3	76,253	2,113,065

注 水質料金は消費税抜きの数値である。



# 10 管渠布設延長(汚水)

令和3年3月31日現在(単位:m)

区分 口径	中部処理区	北部処理区	南部処理区	北西部処理区	流域関連処理分区 (旧柳津町込)	合 計
φ 2,100mm			482.65			482.65
φ 1,800mm			505.52	231.17		736.69
φ 1,650mm			1,214.94			1,214.94
φ 1,600mm	133.00					133.00
φ 1,500mm	909.90	605.05	1,073.13	972.65		3,560.73
φ 1,350mm	140.34	2,130.27	285.86	3,195.14	359.54	6,111.15
φ 1,200mm		781.48	4,197.39			4,978.87
φ 1,100mm	498.29		1,691.62	1,263.20	431.75	3,884.86
φ 1,000mm	597.20	5,035.92	4,877.98	341.02	5,568.17	16,420.29
φ 900mm	2,019.87	154.82	1,146.86	4,457.40	2,238.19	10,017.14
φ 800mm	( 471.80 ) 5,289.44	5,278.22	2,425.24	2,402.23	12,672.76	( 471.80 ) 28,067.89
φ 700mm	2,117.50	2,182.32	5,026.93	3,202.39	2,555.60	15,084.74
φ 600mm	1,145.12	5,865.90	3,541.98	3,144.69	3,256.89	16,954.58
φ 530mm	600.69					600.69
φ 500mm	13.00	2,833.21	4,696.07	3,867.45	2,808.49	14,218.22
φ 450mm	2,217.22	1,599.27	2,418.60	( 49.30 ) 2,616.33	2,857.93	( 49.30 ) 11,709.35
φ 400mm	( 34.18 ) 256.45	2,977.45	4,155.81	6,814.76	7,295.65	( 34.18 ) 21,500.12
φ 380mm	( △ 71.70 ) 5,337.54		4,128.01		89.40	( △ 71.70 ) 9,554.95
φ 350mm	92.59	4,832.36	( △ 3.20 ) 8,903.83	3,216.43	9,845.38	( △ 3.20 ) 26,890.59
φ 300mm	75.66 9,706.91	9,423.77	12,548.70	4,005.18	10,060.92	( 75.66 ) 45,745.48
φ 250mm	2,761.64	( 8.44 ) 17,737.13	23,580.50	9,955.04	37,626.92	( 8.44 ) 91,661.23
φ 230mm	( △ 0.88 ) 47,073.21		( △ 80.90 ) 8,843.48		1,275.72	( △ 81.78 ) 57,192.41
φ 200mm	( 80.82 ) 63,015.55	( 376.37 ) 351,174.44	( 304.70 ) 423,629.25	( 109.21 ) 266,818.98	( 925.04 ) 544,951.85	( 1,796.14 ) 1,649,590.07
φ 180mm	36.40		76.36			112.76
φ 150mm	( 7.84 ) 28,659.05	( △ 31.45 ) 56,377.64	( 831.89 ) 59,885.61	( 487.02 ) 25,987.27	( 726.79 ) 33,120.46	( 2,022.09 ) 204,030.03
φ 100mm	536.38	565.33	183.92		( 489.09 ) 846.42	( 489.09 ) 2,132.05
φ 80(75)mm	39.63	164.36	181.29	136.82	( 119.10 ) 369.25	( 119.10 ) 891.35
合 計	( 597.72 ) 173,196.92	( 353.36 ) 469,718.94	( 1,052.49 ) 579,701.53	( 645.53 ) 342,628.15	( 2,260.02 ) 678,231.29	( 4,909.12 ) 2,243,476.83

注;上段( )は、当年度布設及び廃管延長を再掲したものである。

令和元年度繰越を含み、令和2年度繰越を含まない。

11 プラント処理量・ポンプ場揚水量及び電力

(1) 年度別推移

年	処 理 水 量 (m <sup>3</sup> )				揚 水 量 (m <sup>3</sup> )				電 力 量 (kWh)											
	処 理 場		ポ ン プ 場		揚 水 場		ポ ン プ 場		電 力 場		ポ ン プ 場									
	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	指 数	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	指 数	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	指 数	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	指 数	
平成																				
23	9,233,530	14,319,070	21,628,530	3,591,252	48,772,382	1.0	3,648,016	521,523	4,169,539	1.0	2,553,246	8,057,850	2,183,156	20,155,316	1.0	100,508	20,286	120,794	1.0	
24	8,908,280	13,804,250	20,995,290	3,703,327	47,411,147	1.0	3,666,168	536,375	4,202,543	1.0	2,432,624	8,111,496	2,197,430	19,996,318	1.0	99,312	22,833	122,145	1.0	
25	8,659,530	14,086,990	20,969,145	3,817,365	47,533,030	1.0	3,677,796	569,376	4,247,172	1.0	2,362,504	7,798,848	2,192,190	19,475,062	1.0	98,482	23,075	121,557	1.0	
26	8,416,720	13,556,930	21,561,020	3,831,792	47,366,462	1.0	3,617,544	514,671	4,132,215	1.0	2,457,444	7,790,064	2,135,800	19,869,100	1.0	98,434	20,974	119,408	1.0	
27	9,692,430	13,526,090	20,626,570	3,817,553	47,662,643	1.0	3,706,884	503,222	4,210,106	1.0	3,149,206	7,566,432	2,170,620	19,940,050	1.0	97,224	20,353	117,577	1.0	
28	9,791,840	13,004,640	19,300,220	3,847,062	45,943,762	0.9	3,760,200	531,420	4,291,620	1.0	3,135,592	7,726,632	2,194,650	19,949,938	1.0	98,352	21,528	119,880	1.0	
29	10,146,710	12,905,390	18,501,512	4,070,656	45,624,268	0.9	3,861,936	549,691	4,411,627	1.1	3,216,454	7,773,508	2,235,140	20,304,634	1.0	100,580	21,488	122,068	1.0	
30	8,665,020	13,073,560	21,488,230	3,922,736	47,149,546	1.0	3,942,882	567,240	4,510,122	1.1	2,975,238	7,976,992	2,262,930	20,251,409	1.0	102,816	20,459	123,275	1.0	
令和																				
元	7,420,530	12,721,288	22,278,630	3,962,940	46,383,388	1.0	4,155,970	542,977	4,698,947	1.1	2,895,005	8,179,229	2,167,780	20,211,322	1.0	108,188	19,276	127,464	1.1	
2	8,113,900	12,867,799	21,978,930	4,100,374	47,061,003	1.0	4,220,280	562,339	4,782,619	1.1	2,802,239	8,373,763	2,251,090	20,429,639	1.0	113,242	20,863	134,105	1.1	

注：指数は平成23年度を1.0とした。

(2) 令和2年度月別推移

区分	処 理 水 量 (m <sup>3</sup> )				揚 水 量 (m <sup>3</sup> )				電 力 量 (kWh)							
	処 理 場				揚 水 場				処 理 場							
	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計
令和 2年	4月	543,530	954,740	1,777,610	322,333	3,598,213	305,298	38,278	343,576	540,384	715,625	171,090	1,647,671	8,208	1,507.9	9,715.9
	5	544,510	1,078,340	1,761,740	333,378	3,717,968	321,678	39,367	361,045	567,583	738,461	182,620	1,702,166	8,616	1,514.1	10,130.1
	6	692,260	1,201,970	1,988,580	353,543	4,236,353	419,580	56,352	475,932	590,102	697,649	183,580	1,712,803	11,232	1,917.6	13,149.6
	7	1,220,110	1,584,539	3,223,550	444,488	6,472,687	480,096	70,659	550,755	622,049	682,145	202,290	1,775,788	12,816	2,285.2	15,101.2
	8	639,220	1,142,440	1,860,540	344,764	3,986,964	367,758	45,482	413,240	571,961	700,630	207,320	1,739,447	9,898	1,699.6	11,597.6
	9	669,930	1,099,710	1,842,830	330,638	3,943,108	312,480	44,878	357,358	570,461	694,159	187,400	1,688,074	8,472	1,679.8	10,151.8
	10	697,300	1,064,750	1,915,940	340,434	4,018,424	401,346	43,788	445,134	602,405	729,470	192,760	1,749,495	10,704	1,689.3	12,393.3
	11	588,500	917,440	1,530,460	312,136	3,348,536	285,444	38,150	323,594	574,174	694,678	190,150	1,685,233	7,632	1,520.6	9,152.6
	12	607,600	953,390	1,551,230	334,031	3,446,251	344,970	39,721	384,691	611,896	701,724	193,200	1,737,042	9,258	1,564.9	10,822.9
3年	1月	609,640	955,840	1,563,640	336,111	3,465,231	312,408	51,511	363,919	590,310	687,749	186,490	1,685,031	8,358	1,865.3	10,223.3
	2	568,880	859,870	1,360,600	303,414	3,092,761	334,818	48,561	383,379	547,530	632,603	168,870	1,553,052	9,024	1,713.3	10,737.3
	3	732,420	1,054,770	1,602,210	345,104	3,734,504	334,404	45,592	379,996	613,692	698,870	185,320	1,753,837	9,024	1,905.3	10,929.3
	計	8,113,900	12,867,799	21,978,930	4,100,374	47,061,003	4,220,280	562,339	4,782,619	7,002,547	8,373,763	2,251,090	20,429,639	113,242	20,862.9	134,104.9

日最大	90,130 (m <sup>3</sup> )	110,210 (m <sup>3</sup> )	202,430 (m <sup>3</sup> )	22,864 (m <sup>3</sup> )	425,634 (m <sup>3</sup> )	令和2年7月8日	
処理量	45,960 (m <sup>3</sup> )	58,460 (m <sup>3</sup> )	116,020 (m <sup>3</sup> )	13,851 (m <sup>3</sup> )	234,291 (m <sup>3</sup> )	令和2年10月10日	
晴天時	22,940 (m <sup>3</sup> )	38,610 (m <sup>3</sup> )	62,300 (m <sup>3</sup> )	11,979 (m <sup>3</sup> )	135,829 (m <sup>3</sup> )	令和3年3月17日	

12 プラント統計(脱水ケーキ量、焼却ケーキ量、重油使用量等)  
(1) 年度別推移

年 度	平成23											令和元	2
	24	25	26	27	28	29	30						
中部 プラ ント	処理水量	m <sup>3</sup>	9,233,530	8,659,530	8,416,720	9,692,430	10,146,710	8,665,020	7,420,530	8,113,900			
	脱水ケーキ量	t	4,272	4,520	3,928	4,551	5,094	3,987	3,597	3,486			
	電力	kWh	2,553,246	2,432,624	2,457,444	3,149,206	3,135,592	3,216,454	2,975,238	2,895,005	2,802,239		
北部 プラ ント	処理水量	m <sup>3</sup>	14,319,070	13,804,250	13,556,930	13,526,090	13,004,640	12,905,390	13,073,560	12,721,288	12,867,799		
	脱水ケーキ量	t	8,887	8,825	9,240	9,707	8,363	8,890	9,181	8,491	8,582		
	焼却ケーキ量	t	13,159	13,422	15,146	14,911	13,400	14,937	13,156	12,563	12,069		
	重油使用量	l	1,147,373	819,952	765,731	700,656	662,306	835,747	886,651	674,779	596,629		
	焼却灰発生量	t	554	496	423	515	436	424	480	513	564		
	りん回収量	kg	253,250	110,191	231,411	228,940	156,322	156,291	140,865	129,837	149,338		
南部 プラ ント	電力	kWh	7,361,064	7,254,768	7,485,792	7,053,792	6,893,064	7,079,532	7,036,249	6,969,308	7,002,547		
	処理水量	m <sup>3</sup>	21,628,530	20,995,290	21,561,020	20,626,570	19,300,220	18,501,512	21,488,230	22,278,630	21,978,930		
	脱水ケーキ量	t	11,950	11,337	10,709	10,765	11,015	10,817	12,232	11,526	11,099		
	焼却ケーキ量	t	11,950	11,256	8,875	10,080	11,015	9,342	12,232	11,051	11,099		
	重油使用量	l	459,150	494,210	374,350	408,030	502,650	485,280	510,050	417,990	601,860		
	焼却灰発生量	t	309	212	194	199	213	160	222	212	214		
北 西 部 ト	電力	kWh	8,057,850	8,111,496	7,798,848	7,566,432	7,726,632	7,773,508	7,976,992	8,179,229	8,373,763		
	処理水量	m <sup>3</sup>	3,591,252	3,703,327	3,831,792	3,817,553	3,847,062	4,070,656	3,922,736	3,962,940	4,100,374		
	電力	kWh	2,183,156	2,197,430	2,135,800	2,170,620	2,194,650	2,235,140	2,262,930	2,167,780	2,251,090		
プラ ント 計	処理水量	m <sup>3</sup>	48,772,382	47,411,147	47,533,030	47,662,643	45,943,762	45,624,268	47,149,546	46,383,388	47,061,003		
	脱水ケーキ量	t	25,109	24,682	23,878	25,023	24,472	24,230	25,400	23,615	23,167		
	焼却ケーキ量	t	25,109	24,678	26,489	24,991	24,415	24,279	25,388	23,614	23,168		
	重油使用量	l	1,606,523	1,314,162	1,200,749	1,108,686	1,164,956	1,321,027	1,396,701	1,092,769	1,198,489		
	焼却灰発生量	t	863	707	617	713	649	584	702	725	777		
	電力	kWh	20,155,316	19,996,318	19,869,100	19,940,050	19,949,938	20,304,634	20,251,409	20,211,322	20,429,639		
流域関連処理水量	m <sup>3</sup>	11,109,423	11,008,349	11,091,072	11,388,217	10,902,850	10,904,807	11,044,399	11,010,756	11,567,885			

(2) 令和2年度月別推移

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
	中部 プラント	処理水量 m <sup>3</sup> 543,530	544,510	692,260	1,220,110	639,220	669,930	697,300	588,500	607,600	609,640	568,880	732,420	8,113,900
	脱水ケーキ量 t 186.81	246.23	226.95	222.31	274.21	336.65	360.24	241.71	375.09	339.63	352.86	323.71	3,486.40	
	電力量 kWh 220,572	213,502	241,472	269,304	259,536	236,094	224,860	226,231	230,222	220,482	204,049	255,955	2,802,239	
北部 プラント	処理水量 m <sup>3</sup> 954,740	1,078,340	1,201,970	1,584,539	1,142,440	1,099,710	1,064,750	917,440	953,390	955,840	859,870	1,054,770	12,867,799	
	脱水ケーキ量 t 739.38	625.03	818.28	784.25	739.66	695.99	760.70	710.98	749.90	555.84	635.12	767.07	8,582.20	
	焼却ケーキ量 t 926.20	871.30	1,045.40	1,006.50	1,013.60	1,013.60	1,032.60	1,120.70	952.70	895.90	988.40	1,091.00	12,069.30	
	重油使用量 l 41,095	45,757	49,150	49,175	48,565	50,844	53,320	54,962	51,501	42,469	46,969	62,822	596,629	
	焼却灰発生量 t 22.20	27.40	61.30	64.80	64.80	56.80	70.20	57.70	49.60	50.20	30.00	36.20	563.50	
	りん回収量 kg 6,608	7,933	13,264	20,586	8,602	8,602	28,488	14,015	15,393	9,804	8,116	8,601	7,928	149,338
	電力量 kWh 540,384	567,583	590,102	622,049	571,961	602,405	570,461	602,405	574,174	611,896	590,310	547,530	613,692	7,002,547
南部 プラント	処理水量 m <sup>3</sup> 1,777,610	1,761,740	1,988,580	3,223,550	1,860,540	1,842,830	1,915,940	1,530,460	1,551,230	1,563,640	1,360,600	1,602,210	21,978,930	
	脱水ケーキ量 t 913.60	1,176.70	1,055.10	977.20	941.30	766.40	1,024.30	947.30	901.20	926.70	769.40	699.50	11,098.70	
	焼却ケーキ量 t 913.60	1,176.70	1,055.10	977.20	941.30	766.40	1,024.30	947.30	901.20	926.70	769.40	699.50	11,098.70	
	重油使用量 l 65,870	72,410	63,800	47,060	45,890	41,380	46,620	40,470	41,420	51,110	41,080	44,750	601,860	
	焼却灰発生量 t 13.90	13.80	31.40	22.00	20.80	14.40	22.60	18.40	19.80	13.60	12.80	10.30	213.80	
北ラ 西 部 ト	電力量 kWh 715,625	738,461	697,649	682,145	700,630	694,159	729,470	694,678	701,724	687,749	632,603	698,870	8,373,763	
	処理水量 m <sup>3</sup> 322,333	333,378	353,543	444,488	344,764	330,638	340,434	312,136	334,031	336,111	303,414	345,104	4,100,374	
プラ ント 計	電力量 kWh 171,090	182,620	183,580	202,290	207,320	187,400	192,760	190,150	193,200	186,490	168,870	185,320	2,251,090	
	処理水量 m <sup>3</sup> 3,598,213	3,717,968	4,236,353	6,472,687	3,986,964	3,943,108	4,018,424	3,348,536	3,446,251	3,465,231	3,092,764	3,734,504	47,061,003	
	脱水ケーキ量 t 1,839.8	2,048.0	2,100.3	1,983.8	1,955.2	1,799.0	2,145.2	1,900.0	2,026.2	1,822.2	1,757.4	1,790.3	23,167.3	
	焼却ケーキ量 t 1,839.8	2,048.0	2,100.5	1,983.7	1,954.9	1,799.0	2,145.0	1,900.0	2,026.2	1,822.6	1,757.8	1,790.5	23,168.0	
	重油使用量 l 106,965	118,167	112,950	96,235	94,455	92,224	99,940	95,432	92,921	93,579	88,049	107,572	1,198,489	
	焼却灰発生量 t 36.10	41.20	92.70	86.80	77.60	84.60	80.30	68.00	70.00	43.60	49.90	46.50	777.30	
流域関連処理水量	電力量 kWh 1,647,671	1,702,166	1,712,803	1,775,788	1,739,447	1,688,074	1,749,495	1,685,233	1,737,042	1,685,031	1,553,052	1,753,837	20,429,639	
	処理水量 m <sup>3</sup> 889,930	863,201	1,102,082	1,540,620	994,514	1,025,538	952,468	845,876	746,390	871,549	778,040	957,677	11,567,885	

### 13 各務原浄化センター流入汚水量

令和2年度月別流入汚水量

単位:m<sup>3</sup>

区 分	浄化センター	長良川幹線		木曾川幹線	その他
		岐阜市	各務原市の一部、岐南町、笠松町	各務原市の一部、美濃加茂市、可児市、坂祝町等	
2年 4月	3,770,693	889,930	1,001,724	1,861,771	17,268
5月	3,679,828	863,201	1,005,060	1,794,979	16,588
6月	4,728,061	1,102,082	1,308,482	2,293,988	23,509
7月	6,830,284	1,540,620	1,871,511	3,392,376	25,777
8月	4,293,942	994,514	1,267,135	2,007,394	24,899
9月	4,257,383	1,025,538	1,284,453	1,919,621	27,771
10月	4,245,244	952,468	1,233,179	2,031,230	28,367
11月	3,731,053	845,876	1,086,071	1,778,538	20,568
12月	3,263,430	746,390	954,258	1,546,485	16,297
3年 1月	3,754,833	871,549	1,066,353	1,800,774	16,157
2月	3,230,309	778,040	923,318	1,515,186	13,765
3月	4,025,435	957,677	1,122,669	1,926,828	18,261
2年度合計	49,810,495	11,567,885	14,124,213	23,869,170	249,227
元年度合計	45,971,039	11,010,756	13,338,215	21,373,228	248,840

注：その他は、浄化センター及び長森、岐南、川島、兼山ポンプ場での冷却水や雑排水等である。

14 排水設備工事施工状況の推移

(単位:件)

区分	年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2
汚水・水洗便所新設		2,718	3,094	3,136	3,095	2,915	2,996	3,393	3,029	3,429	2,771
水洗便所新設		21	26	24	20	20	13	21	13	28	32
汚水新設		11	16	12	16	12	11	16	7	20	9
水洗便所増設		40	36	41	34	45	27	29	35	23	27
汚水増設		8	17	20	23	22	15	10	6	8	4
位置変更・その他		188	235	414	234	212	240	240	137	211	132
計		2,986	3,424	3,647	3,422	3,226	3,302	3,709	3,227	3,719	2,975

## 15 修繕件数

### (1) 公道分修繕件数

区分 年度	人孔	下水管	下水管詰り	取付管詰り	工事立会	計
19	922	88	87	56	4,778	5,931
20	906	122	111	64	5,747	6,950
21	917	108	88	64	5,364	6,541
22	864	101	89	50	5,020	6,124
23	774	130	102	48	4,268	5,322
24	762	130	95	47	3,897	4,931
25	724	75	75	63	3,328	4,265
26	678	48	142	57	3,036	3,961
27	731	47	119	65	3,239	4,201
28	564	46	139	66	3,045	3,860
29	591	32	163	67	3,085	3,938
30	436	25	172	90	3,176	3,899
元	650	34	164	99	2,904	3,851
2	505	25	184	148	2,098	2,960

注：平成12年4月1日より宅地内修繕を廃止。岐阜市下水道排水設備指定工事店等に対応(有料)



16 下水の水質等の状況  
令和2年度 下水水質試験成績表 (年平均)

試験項目	試料名	中部プラント		北部プラント		排水基準	
		流入水	放流水	流入水	放流水		
気温	(°C)	19.3	19.3	20.0	20.0	-	
水温	(°C)	21.3	22.1	21.6	23.2	-	
外観		淡黄色	殆ど無色	黄褐色	殆ど無色	-	
透視度	(度)	5.3	50	4.7	50以上	-	
臭気		微し尿臭	殆ど無臭	し尿臭	殆ど無臭	-	
水素イオン濃度(pH)		7.3	6.9	7.2	6.7	5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	250	2.8	280	5.7	15	
化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	120	7.4	140	8	(30[20] *1)	
浮遊物質量(SS)	(mg/L)	190	3	260	3	40	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	16	1.0	20	1.0	鉱油5,動植物油30	
フェノール類含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	5	
銅含有量	(mg/L)	0.02	不検出	0.10	不検出	3	
亜鉛含有量	(mg/L)	0.05	0.04	0.16	0.04	2	
溶解性鉄含有量	(mg/L)	0.61	0.13	0.14	不検出	10	
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	不検出	0.02	不検出	0.02	10	
クロム含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	2	
大腸菌群数	(個/cm <sup>3</sup> )	120,000	180	120,000	230	3,000	
窒素含有量	(mg/L)	33.5	2.8	43.3	7.6	(20[15] *2)	
リン含有量	(mg/L)	4.7	0.6	11.0	0.7	1.5	
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.03	
シアン化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1	
有機リン化合物	(mg/L)		不検出		不検出	1	
鉛及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
六価クロム化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5	
砒素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005	
アルキル水銀化合物	(mg/L)		不検出		不検出	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)		不検出		不検出	0.003	
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.2	
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02	
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	3	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02	
チウラム	(mg/L)		不検出		不検出	0.06	
シマジン	(mg/L)		不検出		不検出	0.03	
チオベンカルブ	(mg/L)		不検出		不検出	0.2	
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
セレン及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	8	
ほう素及びその化合物	(mg/L)	0.05	0.03	0.03	0.04	10	
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素	(mg/L)	17.9	0.9	24.0	1.1	100 *3
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.2	
	硝酸性窒素	(mg/L)	0.1	0.9	0.1	4.3	

注(1)排水基準は、下水道法第8条に定める放流水の水質基準を示す。

(2)\*1 は、水質汚濁防止法第4条の5に基づき平成19年6月18日岐阜県告示第437号で示された総量規制基準に係る濃度を示す。

処理方法により基準が異なる。中部、北西部プラントは20、その他の処理場は30。

(3)\*2 は、北西部プラントは15、その他の処理場は20。

(4)\*3 は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

令和2年度 下水水質試験成績表 (年平均)

試験項目	試料名	南部プラント		北西部プラント		排水基準	
		流入水	放流水	流入水	放流水		
気温	(°C)	18.0	18.0	19.8	19.8	-	
水温	(°C)	21.2	22.4	21.3	22.5	-	
外観		淡黄色	殆ど無色	淡黄色	殆ど無色	-	
透視度	(度)	5.0	47	5.4	49	-	
臭気		微し尿臭	殆ど無臭	微し尿臭	殆ど無臭	-	
水素イオン濃度(pH)		7.3	6.8	7.0	6.6	5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	250	6.5	220	1.7	15	
化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	108	9.5	105	7.2	(30〔20〕 <sup>*1</sup> )	
浮遊物質量(SS)	(mg/L)	143	4	140	不検出	40	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	14	1.3	18	1.0	鉱油5,動植物油30	
フェノール類含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	5	
銅含有量	(mg/L)	不検出	不検出	0.06	不検出	3	
亜鉛含有量	(mg/L)	0.06	0.03	0.08	0.04	2	
溶解性鉄含有量	(mg/L)	0.27	0.04	0.08	0.05	10	
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	不検出	0.02	不検出	0.03	10	
クロム含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	2	
大腸菌群数	(個/cm <sup>3</sup> )	80,000	300	150,000	90	3,000	
窒素含有量	(mg/L)	39.6	8.2	40.0	8.2	(20〔15〕 <sup>*2</sup> )	
リン含有量	(mg/L)	7.8	0.5	5.4	0.2	1.5	
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.03	
シアン化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1	
有機リン化合物	(mg/L)		不検出		不検出	1	
鉛及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
六価クロム化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5	
砒素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005	
アルキル水銀化合物	(mg/L)		不検出		不検出	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)		不検出		不検出	0.003	
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.2	
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02	
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	3	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02	
チウラム	(mg/L)		不検出		不検出	0.06	
シマジン	(mg/L)		不検出		不検出	0.03	
チオベンカルブ	(mg/L)		不検出		不検出	0.2	
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
セレン及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
ふつ素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	8	
ほう素及びその化合物	(mg/L)	0.05	0.03	0.06	0.05	10	
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素	(mg/L)	21.4	1.1	25.7	0.4	100 <sup>*3</sup>
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.1	1.4	不検出	不検出	
	硝酸性窒素	(mg/L)	0.3	3.9	0.2	5.5	

注(1)排水基準は、下水道法第8条に定める放流水の水質基準を示す。

(2)\*1 は、水質汚濁防止法第4条の5に基づき平成19年6月18日岐阜県告示第437号で示された総量規制基準に係る濃度を示す。

処理方法により基準が異なる。中部、北西部プラントは20、その他の処理場は30。

(3)\*2 は、北西部プラントは15、その他の処理場は20。

(4)\*3 は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

# 用語の解説

## 1 水素イオン濃度 (pH)

水が、酸性かアルカリ性を示すものです。

pH 7は中性で、7より大きい値はアルカリ性、7より小さい値は酸性です。

## 4 浮遊物質量 (SS)

水の中にある、固形物の量です。

この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

## 2 生物化学的酸素要求量 (BOD)

水の中の有機物が、微生物の働きにより分解されるときに、必要な酸素の量のことです。

この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

## 5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

水中の油分の量です。

鉱油類と、動植物の油脂との、合計した量のことです。

この数値が大きいと、下水道管のつまり、悪臭や爆発の原因となります。

## 3 化学的酸素要求量 (COD)

水の中の有機物が、酸化剤（過マンガン酸カリウム）で、分解されるときに必要な酸素の量です。

この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

## 6 フェノール類含有量

フェノール類は、フェノール（石炭酸）・フェノール化合物の総称です。フェノール化合物は、クレゾール液や消毒用薬剤に使われています。

この数値が大きいと、悪臭の原因となります。